

○総務省令第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣 片山 善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第五号中「周波数」の下に「の電波」を、「三〇〇kHzの整数倍を加えたもの」の下に「又は一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五一八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの」を加える。

第五十一条の九の六第一号(1)中「第三号ロ」を「第四号イ」に改める。

別表第一号及び別表第一号の二中「又は「デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備」」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた無線局の無線設備に係る施行規則第六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。